

# 今治拳友会 規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、今治拳友会（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条 (事務所)

本会の事務局は、愛媛県今治市郷本町2丁目2番25号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

本会は、日本拳法を通じて、地域の発展を担う青少年の健全育成を図り、将来社会に貢献できる人材を育成するとともに、地域社会の発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ活動
- (2) レクリエーション活動
- (3) 文化・学習活動
- (4) 社会奉仕活動
- (5) 他団体との交流活動
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### 第5条 (会員)

本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 拳法の指導を受ける者（以下「一般会員」という。）
- (2) 会員の指導にあたる者（以下「指導員」という。）
- (3) 本会の目的に賛同し、会長が承認した者

#### 第6条（会員の権利と義務）

会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1) 理事を通じて、本会の運営に関する意見を述べることができる。
- (2) 本会が主催する試合、大会、講習会等に参加することができる。
- (3) 規約を遵守し、理事会の決議に従う義務を負う。

#### 第7条（登録）

会員は、別に定める規定により登録しなければならない。

#### 第8条（会費）

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しない。

#### 第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけたとき
- (3) その他会員として不相当と認められるとき

### 第4章 役員

#### 第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 顧問 若干名

#### 第11条（役員を選任）

役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において推挙する。
- (2) 副会長は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

- (3) 理事は、会員の中から選出し、理事会において選任する。
- (4) 監事は、理事会において選任する。
- (5) 事務局長は、会長が委嘱する。

#### 第12条（役員の職務）

役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の企画立案及び運営にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (5) 監事は、会計及び会務の監査を行う。

#### 第13条（顧問）

顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

#### 第14条（任期）

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5章 会議

#### 第15条（会議）

本会の会議は、理事会とする。

#### 第16条（理事会）

理事会は、本会の最高議決機関とし、会長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、年1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

#### 第17条（議決事項）

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 運営方針に関する事項
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

### 第18条（成立及び議決）

会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 書面により議決権を委任した場合は、出席とみなす。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 会計

### 第19条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第20条（委任）

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

平成22年4月1日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正